

○ 湖南衛生組合会計年度任用職員の報酬等に関する条例

令和元年 11 月 27 日

条例第 1 号

(趣旨)

第 1 条 この条例は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 203 条の 2 第 5 項の規定に基づき、地方公務員法（昭和 25 年法律第 261 号。以下「法」という。）第 22 条の 2 第 1 項第 1 号に掲げる職員（以下「会計年度任用職員」という。）の報酬、費用弁償、期末手当及び勤勉手当の額並びにその支給方法について、必要な事項を定めるものとする。

(令 6 条例 1 ・ 一部改正)

(報酬)

第 2 条 会計年度任用職員には、報酬を支給するものとし、その額は、1 時間当たり 4,000 円を超えない範囲内で規則で定める。

2 前項の規定により報酬の額を定める場合には、会計年度任用職員の職務の複雑性、困難性、特殊性及び責任の度合いに応じ、かつ、常勤の一般職の職員（以下「常勤一般職員」という。）の給与との権衡を考慮してしなければならない。

(地域手当に相当する報酬)

第 3 条 会計年度任用職員には、規則で定めるところにより、地域手当に相当する報酬を支給する。

(時間外勤務手当に相当する報酬)

第 4 条 会計年度任用職員には、規則で定めるところにより、時間外勤務手当に相当する報酬を支給する。

(期末手当)

第 5 条 期末手当は、6 月 1 日及び 12 月 1 日（以下「基準日」という。）にそれぞれ在職する会計年度任用職員（規則で定める会計年度任用職員を除く。）に対して、それぞれ基準日から起算して 20 日を超えない範囲内において任命権者が定める日に支給する。これらの基準日前 1 か月以内に退職し、若しくは任期が満了し、又は死亡した会計年度任用職員（規則で定める会計年度任用職員を除く。）についても、同様とする。

2 期末手当の額は、それぞれの基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在）において、会計年度任用職員が受けるべき報酬の額及び地域手当に相当する報酬の額の合計額を基礎として規則で定める額に、100 分の 125 を乗じて得た額に規則で定める支給割合を乗じて得た額とする。

3 期末手当の不支給及び一時差止めは、常勤一般職員の例による。

- 4 前3項に規定するもののほか、期末手当の支給に関し必要な事項は、規則で定める。

(令6条例1・令7条例1・一部改正)

(勤勉手当)

第5条の2 勤勉手当は、基準日にそれぞれ在職する会計年度任用職員(規則で定める会計年度任用職員を除く。)に対し、その者の勤務成績に応じて、それぞれ基準日から起算して20日を超えない範囲内において任命権者が定める日に支給する。これらの基準日前1か月以内に退職し、若しくは任期が満了し、又は死亡した会計年度任用職員(規則で定める会計年度任用職員を除く。)についても、同様とする。

- 2 勤勉手当の額は、それぞれの基準日現在(退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在)において、会計年度任用職員が受けるべき報酬の額及び地域手当に相当する報酬の額の合計額を基礎として規則で定める額に、規則で定める基準に従って定める支給割合を乗じて得た額とする。この場合において、支給する勤勉手当の額の総額は、この項前段の規則で定める額に、100分の117.5を乗じて得た額の総額を超えてはならない。

- 3 勤勉手当の不支給及び一時差止めは、常勤一般職員の例による。

- 4 前3項に規定するもののほか、勤勉手当の支給に関し必要な事項は、規則で定める。

(令6条例1・令7条例1・追加)

(費用弁償)

第6条 会計年度任用職員が公務のため旅行したときは、順路によりその旅行に係る旅費を費用弁償として支給する。

- 2 前項の規定による費用弁償の種類は、鉄道賃、船賃、航空賃、車賃、日当、宿泊料、食卓料及び旅行雑費とし、その額は、常勤一般職員相当額とする。

- 3 会計年度任用職員には、通勤の形態等に応じて、規則で定めるところにより、費用弁償として通勤に係る費用を支給する。

(報酬及び費用弁償の支給方法等)

第7条 報酬及び費用弁償(第6条第3項の費用弁償に限る。)は、月の初日からその月の末日までを計算期間とし、その月分を翌月15日までに支給する。ただし、任命権者が必要と認めたときは、この限りでない。

- 2 会計年度任用職員が所定の勤務日数及び勤務時間数の全部又は一部について勤務しないときは、規則で定める場合を除き、その勤務しない日数及び時間数に係る報酬を支給しない。

- 3 報酬及び費用弁償の支給方法等については、この条例及び規則に定めるもののほか、常勤一般職の例による。

(令6条例1・一部改正)

(委任)

第8条 この条例の施行に関し必要な事項は、任命権者が別に定める。

付 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

附 則 (令和6年11月29日条例第1号)

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 この条例による改正後の湖南衛生組合会計年度任用職員の報酬等に関する条例(以下「改正後の条例」という。)第5条の2の規定は、令和6年4月1日から適用する。

(令和6年6月の勤勉手当の特例)

- 3 令和6年6月の勤勉手当における改正後の条例第5条の2第1項の規定の適用については、同項中「基準日から起算して20日」とあるのは「基準日から起算して6か月と20日」とする。
- 4 令和6年6月の勤勉手当に限り、改正後の条例第5条の2第2項の規定の適用については、同項中「100分の122.5」とあるのは「100分の112.5」とする。

(委任)

- 5 前項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、任命権者が別に定める。

附 則 (令和7年2月27日条例第1号)

この条例は、令和7年4月1日から施行する。